

基金欄

③ 退職年金受給権者死亡届
遺族給付金裁定請求書
年金未支給裁定請求書

							届出者提出日	令和 年 月 日
死亡者	加入者氏名	フリガナ	性別	生年月日	加入者(社員)番号	年金証書番号	死亡年月日	
	遺族状況(該当に○)	1. 配偶者：有り・無し → 未婚・離婚・死別(死亡日： 年 月 日)			2. 子：有り・無し		・配偶者が死別の場合は、死亡日を記入してください。	
届出者・請求者	遺族氏名	フリガナ	(印)	死亡者との続柄	死亡者との生計関係	※ 必要書類 1. 死亡の届出・遺族給付金又は年金未支給分をご請求の場合 ・ 死亡を証明する書類及び受給者との関係を証明する書類 (例：本人の戸籍全部事項証明等、他、遺族の戸籍の証明も必要の場合があるのでお問い合わせください。) 2. 遺族給付金又は年金未支給分がなく、死亡の届け出のみの場合 ・ 死亡を証明する書類 (例：死亡診断書(コピー)又は住民票の除票等のいずれか)		
	遺族住所	フリガナ ()			(いずれかに○) 同一生計・別生計			
	遺族口座	金融機関名	銀行・信金(コード)	支店(コード)	様方			
	請求の場合)	口座番号	普通預金	信組・農協	出張所			
		ゆうちょ口座	1	0	1	メイギン		

*番号は、右詰めでご記入願います

届出上の注意

- 年金受給中の方又は次に該当する方が受給前に不幸にも亡くなられた場合は、戸籍法による届出義務者の方(親族、同居人、管理人等)は、すみやかに死亡届のご提出をお願いします。
(1)第1・第2退職年金の給付繰下げ申請者 (2)旧加算年金選択者 (3)基本第2年金選択者
- 次のいずれかに該当の場合は、ご遺族の方へ遺族給付金(未支給年金又は遺族一時金)を支給します。
(1)未支給年金 → 亡くなられた受給権者(加入者)に支給すべき年金で未支給分がある場合
(2)遺族一時金 → 第1・第2退職年金、加算年金、基本第2年金の受給権者が保証期間内に亡くなられた場合
- 遺族給付金(未支給年金又は遺族一時金)をご請求の場合は、優先される遺族名義の金融機関口座をご記入ください。遺族の範囲及び順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹、その他の親族で同一生計者を優先順位とします。

基金欄	年金種類	第1退職年金 加算・基本	第2退職年金 基本2・調整
	既支給年金	年 月 分迄()	
	未支給年金	無・有()	
	過払年金	無・有(請求)	
使用欄	遺族一時金	無・有()	
	一時金コード	受給中死亡(63)	交付 待期中死亡(62)
裁定支払	裁定	年 月 分	
	支払	年 月 日	